

ディスカッション

(山田辰己氏) こんにちは皆さん。4名の報告者全員がきっちり時間通りに進めておられるのに大変驚いております(笑)。

さて、皆さんはすでに4名のご報告により日本における現状についてご理解いただけたと思います。私の側から報告の内容を繰り返す必要はないでしょう。そこで、同じことを繰り返す代わりに、報告者にいくつか質問をして、日本の実情について皆さんがより理解を深めていただければと思います。

まず、最初の報告者である田原先生に2つの質問をしたいと思います。第一に、すでに報告されたとおり、日本はIFRS(International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準)を強制適用しているのではなく、任意適用であるわけですが、IFRSを任意適用する企業数を増やすために何か具体的なプランはあるのでしょうか? 報告の中でIFRSを任意適用、および適用を予定している上場企業は120社と述べていましたが、これは時価総額では20%以上を占めるとはいえ、全上場企業約3,500社と比べると企業数の割合としてはとても小さいといえます。これが第一の質問です。

第二に、全上場企業に対しIFRSを強制適用する方向に移行するかどうかを判断する際、日本の政府にとっては何が一番のポイントとなるのでしょうか?

(田原泰雅氏) ご質問ありがとうございます、山田先生。

第一の質問ですが、任意適用をする企業を増やす方策として、先ほどの報告の中で述べた今後の対応策のほかに、まず2016年に金融庁は『国際会計基準(IFRS)に基づく連結財務諸

表の開示例』を公表し、IFRSへの移行を検討している企業へ向け、開示実務に即した情報提供をしています。また、すでにIFRSを適用している企業から、IFRS導入適用にあたっての経験やIFRSの内容に関する解釈等について、未適用の企業が情報を得られるような機会も設けています。こうした様々な観点からの方策により、IFRSに関する議論が深まり、かつ日本の会計基準の品質も向上し、またグローバルな会計人材の育成にも資すると考えます。そしてひいてはIFRSを任意適用する日本企業を増やすことになると思います。

第二の質問ですが、強制適用をするかどうかについての再検討が日本で具体的に行われていない現時点では、何が一番重要なポイントかを述べるのは実際のところ、非常に難しいです。ただ、先ほどの報告で述べた4つの施策を進めることがこれまた要になると思います。日本の会計基準とIFRSとの差異を解消し、またIFRSを適用する国がさらに増加するようになれば、日本政府も強制適用の可否を判断するのが容易になるでしょう。またどのようにIFRSが開発されているかという点も重要な要素になると思います。

ご質問ありがとうございました。

(山田辰己氏) どなたかフロアで質問はありますか?

(フロア①) モデレーターの平松先生のスライドによれば、JMIS(Japan's Modified International Standards: 修正国際基準)を適用している上場企業はないとあります。なぜこのようなことが起きているのでしょうか?

(田原泰雅氏) IFRSには日本の実情に合致

していない箇所があるということから JMIS の作成ということになったのですが、現時点では適用している企業はありません。日本の会計基準と IFRS の差異に敏感な企業は依然として日本基準を適用していますし、IFRS のほうが適切だと考える企業は IFRS に移行しています。JMIS はいわば両者の中間のような立場にあるのです。JMIS を作るという発想自体はかなりよいと思いますし、日本企業にとって「中間」の選択肢を増やすこともよいことだと思います。ただ現実にはそれが選ばれているわけではありません。しかしこうして JMIS のようなものを作成することによって、IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) に対し、IFRS が必ずしも日本の実情にとって理想的なものではなく、JMIS のほうが適切な可能性があるというメッセージを送ることになり、日本の実情についてより真剣に考慮してほしいという意見発信にもなると思います。そうした意味合いも JMIS にはありますので、この点では JMIS は機能しているといえます。ただ、おっしゃるとおり、現時点では JMIS を適用している企業はありませんので、その意味では実践的な基準ではないと思われるでも仕方ありません。

(山田辰己氏) 他に何かありますか？

(フロア①) もう一つ質問です。報告の中で、日本が理想的と考える会計基準と IFRS との違いにおいて包括利益に言及されましたが、その点についてももう少し教えてもらえますか？

(田原泰雅氏) 日本側の考え方としては、その他の包括利益のうち純利益となるものはリサイクルされるべきであるということになります。この点と、のれんの償却に関する点とが、日本の利害関係者が認識している、IFRS との最も大きな相違点です。

(山田辰己氏) 少し補足しますと、JMIS は

IFRS と内容としてはほとんど同じです。ただ、2 点だけがピュア IFRS と違っていています。1 つが IFRS ではのれんの償却を認めていないことであり、もう 1 つが、IFRS では包括利益計算書に計上されたその他の包括利益のうち特定の項目を純利益へリサイクルすることを認めていない点です。日本ではこれらの点と異なる会計基準では財務諸表を忠実に表現できないと考えたので、別の会計基準、つまり JMIS を設定しようと考えたわけです。そして世界に向けてこの 2 点の差異はどうしても認められない、という考えを発信しようとしたのです。日本企業にピュア IFRS の適用を認めはするものの、日本の立場としてはこの 2 つの差異を改訂してほしい、というメッセージを送ろうとしたのです。

(フロア①) どうもありがとうございます。

(山田辰己氏) それでは、蓮尾先生の報告への質問に移りたいと思います。御社はグローバルに展開している企業ですので、IFRS を適用することは合理的な判断であったと思います。また報告の中で、IFRS を適用したことでグローバルな意味で投資家とのコミュニケーションも促進されたとおっしゃいました。これらの点は御社にとっての利点だったといえますが、私が質問したいのは、御社のように非常にグローバルな活動をされている企業にとっては IFRS の適用は有用であるといえますが、国内市場をメインの活動範囲としている企業にとっても IFRS は有用であると思いますか、という点です。

(蓮尾聡氏) ご質問ありがとうございます。

日本国内でのみ活動している企業にも株主が国外にいることがあります。したがって、そうした企業が IFRS を適用して財務諸表を作成していれば、国外の投資家が、IFRS を適用し

ている他の国外企業と比較ができるようになります。さらに国外に株主がないような企業にとっても IFRS の採用は有用だと思います。なぜなら先ほど報告の中で述べたように、日本株を保有する機関投資家の割合のうち、日本株ファンドからグローバル・ファンドへのシフトが見られるため、そうしたグローバル・ファンドから投資を得るためには IFRS を適用することが必要だからです。これが私の意見です。

(山田辰己氏) ありがとうございます。

では次に第三報告、橋本先生による報告に移りたいと思います。ご報告の全般において、IFRS の任意適用の拡大における IFRS の教育・研修の必要性について指摘されましたが、すぐに実行できるような具体的な方策については明らかにされませんでした。IFRS 適用に資する人材や能力を開発するに当たっての先生のお考えをより詳しくお聞かせください。

(橋本尚氏) それでは簡単にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、IFRS 教育・研修は 3 つのレベルで実施する必要があります。まず会計人材全般の裾野を広げるという基本的なレベルにおいてですが、いくつかの大学では IFRS 教育および会計の国際的な動向についてより多くの授業時間を割くようになりました。さらに、会計大学院を活用することが実務家のリカレント教育にとっても役に立つと思います。

第 2 の、IFRS に精通した会計人材の育成のレベルですが、2016 年に日本公認会計士協会は会計士試験合格者向けの IFRS 研修プログラムを拡張してケース・スタディを設けるようにしました。

最後に、第 3 の、グローバルに活躍する会計人材の育成のレベルですが、日本の企業会計基準委員会は 2016 年から第 3 期の「会計人材開

発支援プログラム」を開講することになっています。2012 年に行われた第 1 期の「会計人材開発支援プログラム」に参加された熊谷五郎さん（みずほ証券株式会社）が現在、IFRS 財団の IFRS 諮問会議の副議長を務めておられますので、今年のプログラムからも何らかの成果があるものと考えます。

以上が私からの答えになります。

(山田辰己氏) ありがとうございます。では、最後の報告者、向先生への質問です。ご報告の中に統計的なデータが多くありましたので、私の質問はそこから逸れるかもしれませんが、ご報告の中で、「四半期特別損益控除前当期純利益」と「四半期株式リターンまたは四半期営業キャッシュ・フロー」のみを財務諸表の代理変数として用いていますが、これらだけではご報告の第二の結論を導き出し、また結論の理由とするには十分とはいえないのではないのでしょうか。ご報告の中の第一の結論としては、IFRS 適用の日本企業と欧州の同規模企業とを比べたところ、IFRS の任意適用以降、日本企業の財務情報の比較可能性は向上したとされましたが、第二の結論としては、日本の IFRS 適用企業と日本基準適用企業とを比較した場合には、IFRS 適用によって財務情報の比較可能性が向上したか否かは必ずしも明らかではないとも述べました。第二の結論を導くには、選ばれた代理変数では不十分なのではないのでしょうか。これが私からの質問です。

(向伊知郎氏) ご質問ありがとうございます。

山田先生のご質問は私の分析モデルに関するものでしたが、まず、このモデルは情報の比較可能性を分析するには簡単にすぎることは認めます。ただ、単回帰分析モデルは重回帰分析モデルよりも適していることがあります。なぜなら重回帰分析モデルにも問題があり、選択

する変数に相関があってはならないということです。また単回帰分析モデルは先行研究でも用いられています。

第二に、特別損益控除前当期純利益を財務情報の代理変数として用いました。その理由は、日本基準を適用する企業の当期純利益には日本基準が求めるのれん償却を含んでいます。一方で IFRS はのれん償却を認めていませんので、IFRS を適用する企業の当期純利益にはのれん償却は含まれていません。したがって、もし会計基準の差異が大きいことをこの分析モデルによって示すことができるのであれば、特別損益控除前当期純利益を用いた結果がその証拠となると考えたのです。

ありがとうございました。

(山田辰己氏) ありがとうございます。ではコメンテーターとして、いくつかコメントを述べたいと思います。

まず、4名の報告ともに、どのように IFRS を日本に導入するかという点に焦点が当てられていたと思います。ただ私が思いますに、日本は、IFRS を日本に導入することよりも、IFRS の開発と普及においていかに世界に対して貢献できるかについて、もっと考えた方がよいと思うのです。何かご意見がありましたらお願いします。

第二に、過去 16 年間にわたって日本は IFRS の設定に重要な役割を果たしてきましたが、これからも高品質な IFRS のためにそれを続けてほしいと思います。日本に IFRS を適用するか否かが重要なのではなくて、どのように IFRS を改善していくかが肝心だと思うのです。そのために日本はどのような役割を果たせるか、それが最も重要なのです。私は日本の方々がそういう観点から動きを見せてほしいと思っています。

そして最後に。「私には夢がある。いつの日

か、日本人の IASB 議長が生まれる日がくるのを」。IASB のメアリーさん、どう思います？

(フロア②) 異議なし(笑)。

(山田辰己氏) さて、最後に報告者全員に向けての質問をしたいと思います。

まず、IFRS はプリンシプル・ベースの基準であり、詳細な会計処理を規定していないので、経営者は自らが直面している出来事をどのように会計処理するかについて判断が必要となることが多くなります。したがって、IFRS を実際に適用するに当たっては統一性を欠くことは避けられず、そのために IFRS に基づく財務情報の比較可能性が劣るようになってしまうという批判がなされることがあります。こうした批判に対するご見解をお聞かせください。これが第一の質問です。

第二に、米国は少なくとも近いうちに IFRS を適用する可能性がもっとも薄い国といえます。米国の有する証券市場の大きさや存在感、影響力の強さにもかかわらずです。そこで、米国が IFRS を適用する方向に持っていくためには、米国はまず何をしたらよいと思いますか？ 私は米国が現在、IFRS を適用する方向にないことをとても残念に思っていますので、この質問をしたわけです。

この 2 つの質問をもって、モデレーターの平松先生、よろしくお願いします。

(平松一夫氏) 急に話をこちらに振られました(笑)。

(山田辰己氏) いえ、司会を続けていただきたいと思ひまして(笑)。

(平松一夫氏) 国際会計の研究者として、司会をするというよりは、何か答えなければならぬ気もしていますが(笑)。モデレーターという役割がありますので、司会に徹しましょう。

では、どなたがお答えになりますか？ 田原

先生、いかがでしょう。

(田原泰雅氏) それでは第一の質問について。財務諸表の比較可能性というのは非常に大きな課題だと思います。IFRS がプリンシプル・ベースの会計基準であって、ルール・ベースの会計基準でないことにより、山田先生がおっしゃったように比較可能性の問題が生じることは承知しております。プリンシプル・ベースの会計基準に基づいて作成された財務諸表の信頼性を促進するに際しては、それをフォローするための開示が大事だと思います。目下のところIASBも同様の見解であるようで、今年に入ってIASBはそうした開示に関して議論を進めておりますので、IASBが比較可能性の向上に資するようなイニシアティブを取ることを期待しています。

(橋本尚氏) 私も第一の質問にお答えします。プリンシプル・ベースの基準のもとでは、会計実務において判断が必要となることが多くなるのはたしかです。しかしそのために比較可能性が劣ることになるとは考えておりません。たとえば、IFRSのもとでは同じ取引について企業によって異なる会計処理をすることがあり、そのためにその取引だけを取り上げれば比較可能性は劣っているように見えるかも知れませんが、結果としてそれぞれの企業の財務諸表がそれぞれの企業活動を忠実に表現することになるでしょう。さらに、各企業が業種ごとにベスト・プラクティスを目指すことで、結果的に投資家は企業を効率的かつ有効に比較できるようになると思います。

(平松一夫氏) お答えを受けてのレスポンスですか、山田先生？

(山田辰己氏) 私が質問を出したのですが、自分でも質問に答えたいと思います(笑)。

私の考えでは、アナリストや投資家の存在がとても重要だと思います。たしかに同一業種内

で企業ごとに会計処理の多様性は生じるかも知れませんが、その業種に精通したアナリストならば、企業の比較ができるでしょう。また、たとえばある企業において会計処理に関する判断や会計基準の解釈、あるいは会計方針等について他社と相違があったとしても、こうしたアナリストならば、御社はなぜ他社と違うのか、という質問をぶつけることもできるでしょう。こうしたプロセスを通じて、多様性の程度は減っていくと思います。

(平松一夫氏) 山田先生からのコメントをうかがったかぎり、IASBの元理事である山田先生らしく、コメントもIASB寄りという感じがしましたが、ここ、笑うところですよ(笑)。

それからコメントの中に、「私には夢がある。いつの日か・・・」とありましたが、このセリフ、どこかで似たものを聞いた気もしますが。キング牧師でしたかね(笑)？

(フロア②) そのとおり(笑)。

(山田辰己氏) ここは米国ですから(笑)。

(平松一夫氏) では続いて、フロアとの質疑に移りたいと思います。ご質問はありますか？ございましたら挙手をお願いします。コメントでもけっこうです。

(フロア③) ご報告を聞きまして、4名とも日本にIFRSを適用することに対して肯定的であるという印象を受けましたが、それにとっても驚きました。というのも私は欧州出身なのですが、米国では国の主権に関わる問題だからとして、近いうちにはIFRS適用はまったく実現する見込みが立っていないからです。欧州に関してはEFRAG (European Financial Reporting Advisory Group: 欧州財務報告諮問グループ) やARC (Accounting Regulatory Committee: 会計規則委員会) があり、これらを通じてIASBに対し欧州の主権を確保していますが、こうした点について日本ではどのように議論がなさ

れている、あるいはなされてきたのか、ご報告の中で言及がなかったように思います。そこで、日本にはエンドースメントのメカニズムがあるのでしょうか、あるいはIASBに対し主権を代表する方法があるのでしょうか。

(田原泰雅氏) まずお答えしたいのですが、日本ではピュアIFRSをエンドースする方式を取っています。それから平松先生もおっしゃいましたように、IFRSの適用は任意です。これが現時点での日本の立場です。目下のところ、日本でIFRS採用企業は増加傾向にあります。そこで、IFRSが今後どのように設定されていくか、そしてIASBが日本も含め各国の実情にどう配慮するつもりであるか、見守っていく必要があると感じています。この点が将来、日本が強制適用に踏み切るかどうかを決定する際のポイントになると思います。ただ現時点では、近々にはIFRSが強制適用される予定はありませんので、日本基準を採用し続けている上場企業が大半です。したがって、現時点で日本は広い意味で高品質の会計基準を作成する途上にあるということがいえ、将来的には日本で適用すべき会計基準が1つになることもあるかも知れませんが、日本は現行のIFRSのすべてが適切であるとは考えておらず、のれんの非償却やその他の包括利益のリサイクリング禁止など、いくつかの箇所については懐疑的な見解を持っています。たしかに日本はIFRSをかなりの点で高く評価はしていますが、いくつかの点では賛成しかねるところもあります。

(フロア③) ご報告によりますと、IASBが作成したピュアIFRSを適用する企業を増やしたい意向であるように見受けましたが、日本では国主導でその方向に持っていくことは可能なのでしょうか？

(田原泰雅氏) 現時点ではIFRSの適用が任意であるというのがポイントです。目下のとこ

ろ、日本企業にIFRSのことを理解してもらい、IFRSを適用しやすくする環境を整えているところです。それでも、IFRSを適用するかどうかは各社の判断次第です。そして先ほども述べましたように、もしIASBが日本の状況をより深く考慮するようになれば、日本でIFRSを採用する企業も増えるでしょう。しかし、IASBがそうしなければ、採用企業は頭打ちになる可能性があります。同時に、日本基準を米国基準やIFRSと照らし合わせながらより良くしてゆき、そのことを通じてコンバージェンスを進め、かつIFRSを任意で適用する企業を増加させたいと考えています。IASBは日本や欧州の主権についてかなり真剣に配慮していると思いますし、そのことを通じてIFRSは改善され、ひいては日本でIFRSを任意適用する企業は増えるでしょう。とはいえ状況にもよりますので、必ず増加するかどうかははっきりとは言い切れません。

(山田辰己氏) 私も今の質問に対し、一言よろしいでしょうか？

現在、日本で制度上、上場企業が採用することを認められている会計基準は4つです。第一が米国基準で、米国にも上場している企業30社程度だけが採用を認められています。第二は、指定国際会計基準と呼ばれるもので、これは金融庁が指定したIFRSを指します。これがピュアIFRSに相当します。これが、ご質問の中にあったエンドースメントのメカニズムです。第三と第四が日本で作成された基準で、第三がJMIS、第四がピュア日本基準です。したがって、IFRSを任意適用したい企業は、指定国際会計基準、すなわちピュアIFRSを適用しなければならないのです。

(フロア③) 分かりました。

(平松一夫氏) 日本の総理大臣もIFRS適用企業を拡大促進させる意向を示しています。閣

議決定された『「日本再興戦略」改訂 2015』の中で、会計における高品質な国際基準の策定について述べた 2008 年の G20 (Group of 20) 首脳宣言にも言及がなされており、その実現に向けて日本は他国とより強く連携するでしょう。私の考えでは、日本の金融庁は IFRS 任意適用の促進に非常に前向きに取り組んでいると思います。したがって日本で IFRS を任意適用する企業は、今後も順調にこのまま増加していくものと考えます。

ただ、欧州、たとえばドイツなどでは、保険会社が会計基準を IFRS からドイツの国内基準に変更する例も見られるようです。上場する証券市場を変更することによって、つまり IFRS を適用しなければならない市場から国内基準の適用を認める市場に上場先を変更することによって、そのような方策を取っているのです。一方、現時点で日本では、IFRS から日本基準に会計基準を戻した例はありません。

(田原泰雅氏) 会計基準を戻すこと自体は可能ですが、頻繁に会計基準を変えることは望ましいとはいえません。

(平松一夫氏) 他にご質問は？

(フロア④) 2つ、うかがいたい質問があります。

第一の質問は、なぜ日本は 4 種類の会計基準を適用してもよいことにしたのでしょうか？私の考えでは、適用できる会計基準の種類を認めれば認めるほど、財務情報の比較可能性は劣ると考えられるからです。また会計基準設定主体の負荷も重くなるでしょう。そこで、なぜ日本がそのような方針を取ったのか、知りたいのです。

第二の質問ですが、以前どこかで読んだ話として、日本が 2010 年からずっと長い間 IFRS を任意適用のままにしているのは、米国が先に動いて先例を作ってくれるのを待っているか

らだ (笑)、というのがあるのですが、この手話に対する、皆さんのご見解をうかがいたいと思います。よろしくお願いします。

(平松一夫氏) どなたがお答えになりますか (笑)？

日本では非上場企業に関して、中小企業向けの会計基準が 2 つありますので、結局、合計で 6 種類の会計基準があることになります。上場企業にとっては 4 種類ですね。

(山田辰己氏) 最初の質問のほうにお答えします。

先ほど述べましたように、日本にはこれまで経緯がありまして、米国基準の採用を認められている約 30 社は、1960 年代や 1970 年代から米国で資金調達を始めており、その際、米国基準に対応するために多大な投資をしてきたわけです。そこで日本はそうした企業に対し、米国基準の適用を国内の証券市場でも認めたのです。これが、米国基準の採用は認められているものの、30 社程度しか適用企業がない理由です。

それから JMIS についてですが、先ほどの話の中にありましたように、日本の政府としては JMIS を是非とも企業に適用してほしいという意図はありません (笑)。むしろ意図しているのは、世界に対し、のれんは償却すべきであり、またその他の包括利益の項目はすべて純利益にリサイクルすべきであるということを申し立てたい、ということです。いわば日本版の国際基準を設けることによって世界に対し、強く日本の見解を示すことになるのであって、先ほども申しましたように、企業に採用を求めることが目的ではないのです。

したがって実質的には 3 種類の会計基準があることになります。つまり米国基準、指定国際会計基準、そして日本基準です。

(田原泰雅氏) 米国基準の適用を認めた頃

は、米国基準が日本基準よりも進んでいました
が(笑)、それはとても昔のことです。そして
連結財務諸表についても、当時の日本基準には
連結財務諸表に関する強制的な基準がありま
せんでしたので、米国基準の適用を認めたわけ
です。

それから第2の質問についてですが、たしか
にIFRSの任意適用を決定した際には当時の米
国の動向を見守っていた部分はあったろうと
思います。一方で、グローバルに展開する投資
家にとってIFRSは理解しやすいものでしょ
うし、たとえばマネックスグループのようにグ
ローバルな資金調達を目指している企業にと
つてもIFRSを採用することは合理的な選択な
のでしょう。ただ、日本基準を採用する大半の
企業にとって、そして日本の多くの投資家にと
つて、日本基準のほうが理解しやすいともいえ
ます。したがって目下のところ、日本はIFRS
と日本基準とのコンバージェンスの途上にあ
るといえるでしょう。今のところ、コンバー
ジェンスがいつか完了するか、それとも差異
が数十年か残り続けるか(笑)、何ともいえ
ません。それでも、両者がコンバージェンス
の方向にあることはたしかですが、両者が
それぞれ存続し続けることが望ましいのか、
日本基準をもっとIFRSに近づけるべきか、
ひょっとしたら米国ももう一度IFRS適
用に向かうかも知れませんが、さまざまな
事情を勘案しています。金融庁の意向
だけでは決められないといえます。多
様な利害関係者がおりますし、い
ずれ何らかの形で日本としての方向
性が統合化されることを期待して
いますが、IFRSの強制適用という
判断を下すまでには、状況を見極
めるのにまだ時間が必要だと思
います。

(平松一夫氏) 会長のブルース先生、何か？

(フロア④) まずは、こちらにご参集、ご報

告くださいます、本当にありがとうございま
した。

それから私の近くに FASB (Financial
Accounting Standards Board: 財務会計基準
審議会)の理事が来ているからこの話をするわ
けではないのですが(笑)、昨日、パネル・セ
ッションで FASBの前会長5名をパネリストと
するセッションのモデレーターを務める機
会があったのですが、そのディスカッション
での FASBの理事からの発言の中に、コンバ
ージェンスのやっかいさ加減について話され
ていた部分を面白く聞きました。その中で、
もしもコンバージェンスを違う方法で、発
言者の言い草では、もしもまっさらな状
態から始めるのではなく、世界中から最
高の会計実務を集めてくる方式で進めて
いったのであれば、コンバージェンスは
もっと容易に進んだのではないかと、今
のように概念の側から作業をするのでは
なく、ということでした。

(平松一夫氏) 何かありますか？

(山田辰己氏) あのセッションはよかつた
です(笑)。私もディスカッションに参加
しましたが。米国の考え方は、とくにボ
ブ・ハーズさんが FASB 会長を辞任
されたあとに変わってきたと思いま
す。米国の状況は潮目が少し変わ
ってきた気がします。だから新しい
FASBの理事には大いに期待したい
と思います。ありがとうございました。

(平松一夫氏) それでは、時間となり
ましたので、このセッションを終了
したいと思います。皆さんご参加
くださり、ありがとうございました
(拍手)。

(テープ起こしおよび翻訳は久持英司[青山学
院大学]による。なお、文中の所属等の情報
は当時のものである。)